

下松市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

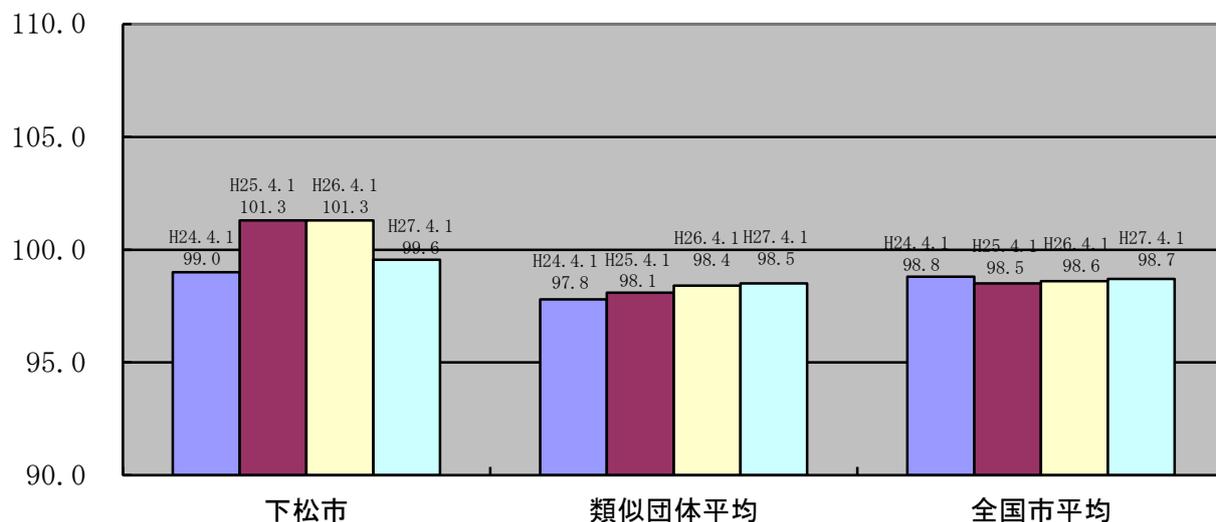
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 56,280	千円 20,577,647	千円 552,247	千円 3,017,998	% 14.7	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 376	千円 1,381,928	千円 251,995	千円 502,118	千円 2,136,041	千円 5,681	千円 5,876

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

下松市において人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引き下げを行わない。高齢層については最大で4%引き下げ。激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

下松市において地域手当の支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	40.5歳	306,169円	365,525円	335,286円
山口県	43.7歳	340,400円	413,472円	365,439円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.8歳	326,813円	397,385円	357,194円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
下松市	51.6歳	23人	361,391円	374,743円	365,565円	—	—	—	—
うち清掃職員	52.8歳	6人	365,917円	380,233円	372,750円	廃棄物処理業 従業員	44.9歳	289,500円	1.31
うち学校給食 職員	52.7歳	12人	367,133円	376,250円	369,883円	調理士	45.1歳	216,000円	1.74
うちその他 技能労務職	47.4歳	5人	342,180円	364,536円	346,580円	—	—	—	—
山口県	54.3歳	52人	311,600円	340,072円	320,806円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	50.5歳	39人	310,183円	342,918円	324,104円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
下松市	—	—	—
うち清掃職員	6,185,982円	3,952,300円	1.57
うち学校給食 職員	6,120,947円	2,913,400円	2.10
うちその他 技能労務職	5,852,551円	—	—

(注) ※ 民間データは、賃金構造改革統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 24 年～26 年の 3 年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	34.3歳	269,675円	373,471円	288,723円
山口県	—	—	—	—
国	43.6歳	372,431円	—	444,828円
類似団体	37.6歳	287,097円	366,893円	308,111円

④ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	38.0歳	290,586円	316,141円	299,068円
山口県	—	—	—	—
国	42.3歳	332,279円	—	381,205円
類似団体	38.9歳	283,014円	309,124円	292,211円

⑤ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	41.6歳	326,413円	374,988円	332,555円
山口県	—	—	—	—
国	46.7歳	316,503円	—	346,447円
類似団体	39.4歳	293,592円	351,448円	304,045円

⑥ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	36.2歳	285,229円	368,759円	317,057円
山口県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.1歳	297,959円	369,830円	331,048円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		下 松 市	山 口 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,800円	184,300円	174,200円
	高 校 卒	146,500円	149,500円	142,100円
技能労務職	高 校 卒	146,500円	141,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

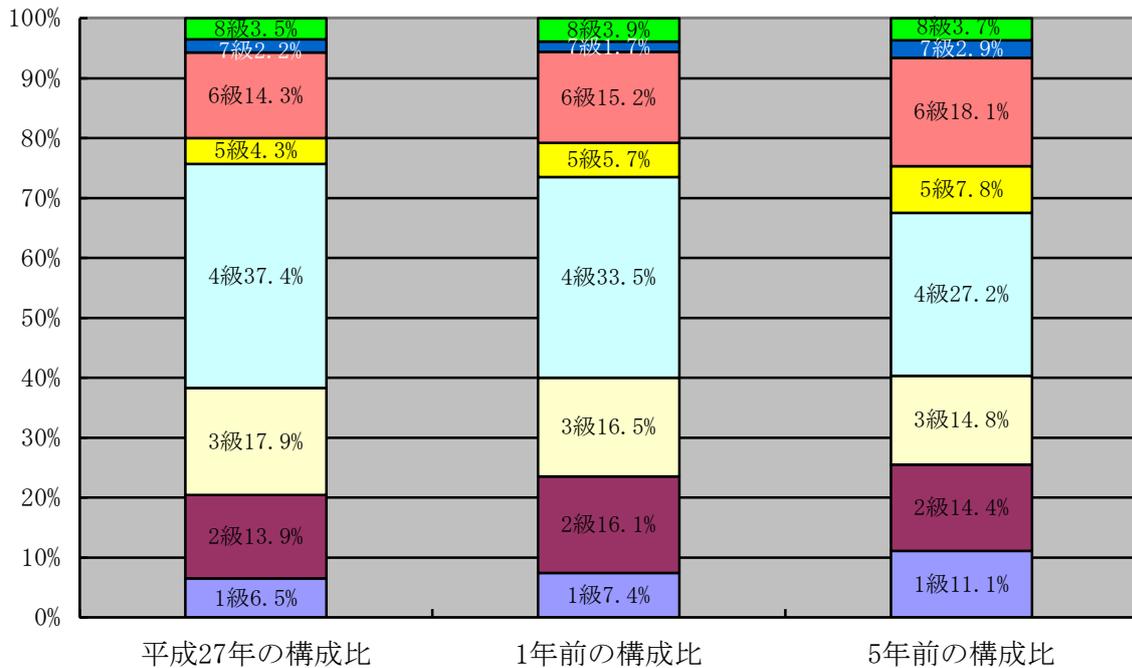
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,586円	350,390円	399,525円	404,850円
	高校卒	—	309,300円	359,800円	—
技能労務職	高校卒	—	—	320,850円	371,200円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	8人	3.5%	405,800円	466,300円
7級	部次長	5人	2.2%	360,100円	442,600円
6級	課長、主幹	33人	14.3%	315,800円	407,900円
5級	課長補佐	10人	4.3%	285,000円	390,700円
4級	係長、主査	86人	37.4%	258,300円	378,700円
3級	主任	41人	17.9%	223,900円	347,700円
2級	職員	32人	13.9%	187,700円	301,900円
1級	職員	15人	6.5%	137,600円	244,900円

(注) 1 下松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年4月1日を基準日として、昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績に基づき、当該職員が次の表に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次表に定める昇給区分に決定する。

勤務成績	昇給区分	昇給の号給数	
		昇給抑制年齢以外の職員	昇給抑制年齢職員
特に良好	A	5以上	3以上
良好	B	4	2
やや良好でない	C	2	1
良好でない	D	0	0

(注) 昇給抑制年齢職員とは、55歳を超える職員をいいます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下松市	山口県	国
1人当たりの平均支給額(26年度) 1,335千円	1人当たりの平均支給額(26年度) 1,696千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

新たな人事評価制度を導入するまでは、一律の支給とする。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

下松市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 20.445月分 25.55625月分	勤続20年 20.445月分 25.55625月分
勤続25年 29.145月分 34.5825月分	勤続25年 29.145月分 34.5825月分
勤続35年 41.325月分 49.59月分	勤続35年 41.325月分 49.59月分
最高限度額 49.59月分 49.59月分	最高限度額 49.59月分 49.59月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置 2~20%加算	定年前早期退職特例措置 2~45%加算
1人当たり平均支給額 -千円 20,978千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 下松市は、地域手当を支給していない。

(4) 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26 年度決算）			10,339 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）			67,135 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26 年度）			37.5 %	
手当の種類（手当数）			15	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （26 年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症業務手当	一般行政職	感染症にかかる消毒又は疫学調査	—	1 件当たり 500 円
一般消毒従事手当	一般行政職	消毒（上記を除く）	—	日額 300 円
行旅病人及び行旅死亡人収容業務手当	一般行政職	行旅病人又は行旅死亡人収容	273 千円	行旅病人 1 人当たり 2,500 円 行旅死亡人 1 体当たり 7,000 円
社会福祉業務手当	一般行政職	生活保護事務	614 千円	日額 450 円
徴収業務手当	一般行政職、 税務職	市税等の徴収	540 千円	日額 400 円
用地交渉手当	一般行政職	土地の取得のための交渉	52 千円	日額 400 円
死犬猫処理手当	技能労務職	犬猫の死体処理	242 千円	1 件当たり 500 円
土・日曜日勤務手当	福祉職	土・日曜日の勤務	2,312 千円	1 日 2,200 円 半日 1,100 円
消防職務手当	消防職	消防業務	3,465 千円	月額 5,000 円
梯子車操縦員手当	消防職	梯子車の操縦	250 千円	月額 2,600 円
梯子車操作員手当	消防職	梯子車の操作	94 千円	月額 1,300 円
火災出動手当	消防職	消火活動、現場検証	59 千円	出動 1 回当たり 400 円
救急等出動手当	消防職	救急出動	1,790 千円	出動 1 回当たり 250 円
救急救命士手当	消防職	救急救命業務	648 千円	1 当務当たり 510 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26 年度決算）	117,622 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）	363 千円
支給実績（25 年度決算）	93,642 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算）	273 千円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26 年度決算）」と同じ年度

の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	① 配偶者 13,000円 ② 配偶者以外の1人につき 6,500円 ③ 配偶者がいない場合は そのうち1人について 11,000円 ④ 満16歳の年度初めから 満19歳年度末までの子 は1人につき 5,000円加算 ⑤ 満20歳の年度始めから 満22歳年度末までの子 は1人につき 9,500円加算	異なる	⑤ 満16歳の年度始めから22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算	40,563千円	230,471円
住居手当	① 持家 3,000円 ② 借家 ア. 家賃5,001円以上 19,000円以下 家賃-5,000円 イ. 家賃19,001円以上 (家賃-19,000円) ×1/2+14,000円 支給限度額 31,000円	異なる	① 持ち家 なし ② 借家 ア. 家賃23,000円以下 家賃-12,000円 イ. 家賃23,001円以上 (家賃-23,000× 1/2+11,000円 支給限度額 27,000円	36,393千円	163,931円
通勤手当	① 交通機関利用 支給限度額 55,000円 ② 交通用具(車等)利用 距離制 3,700円~22,500円	異なる	② 交通用具(車等)利用 距離制 2,000円~31,600円	18,700千円	75,405円
管理職手当	職務の級により定額化 ① 部長級 94,000円 ② 部次長級 77,400円 ③ 課長級 62,300円 ※H19.4.1 から減額を実施 (H25.4.1 から上記の額に次の割合を乗じて得た額に改定) 部長級 75/100 部次長・課長級 80/100	異なる	〈手当額〉 組織・官職の違いにより 46,300円 ~137,700円	36,696千円	655,294円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当受給職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合に 支給 勤務1回につき ① 部長級 10,000円 ② 部次長級 8,500円 ③ 課長級 7,000円	異なる	組織・官職の違いにより 12,000円~4,000円	28千円	14,000円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜 (午後10時から午前5時の 間)に勤務した場合 [1時間あたりの給料]× 25%×[勤務時間]	同じ		3,513千円	83,631円

休日勤務手当	祝日法による休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に支給 [1時間あたりの給料]× 135%×[勤務時間]	同 じ		14,374 千円	271.199 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給基礎額 23,000 円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて 45,000 円を超えない範囲内で加算	同 じ		—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長 副 市 長	841,500 円 (935,000 円)	722,000 円 (760,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額			
				1,012,000 円 / 440,000 円 832,000 円 / 660,000 円			
報 酬	議 長	475,000 円 (円)	629,000 円 / 380,000 円				
	副 議 長	415,000 円 (円)	575,000 円 / 340,000 円				
	議 員	377,000 円 (円)	522,000 円 / 320,000 円				
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(26 年度支給割合) 3.1 月分 加算措置 45%					
	議 長 副 議 員	(26 年度支給割合) 3.1 月分 加算措置 20%					
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)			
	副 市 長	93.5 万円×在職月数×55/100 76 万円×在職月数×35/100	2,468 万円 1,277 万円 —	任期毎 任期毎			
備 考							

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年=48 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

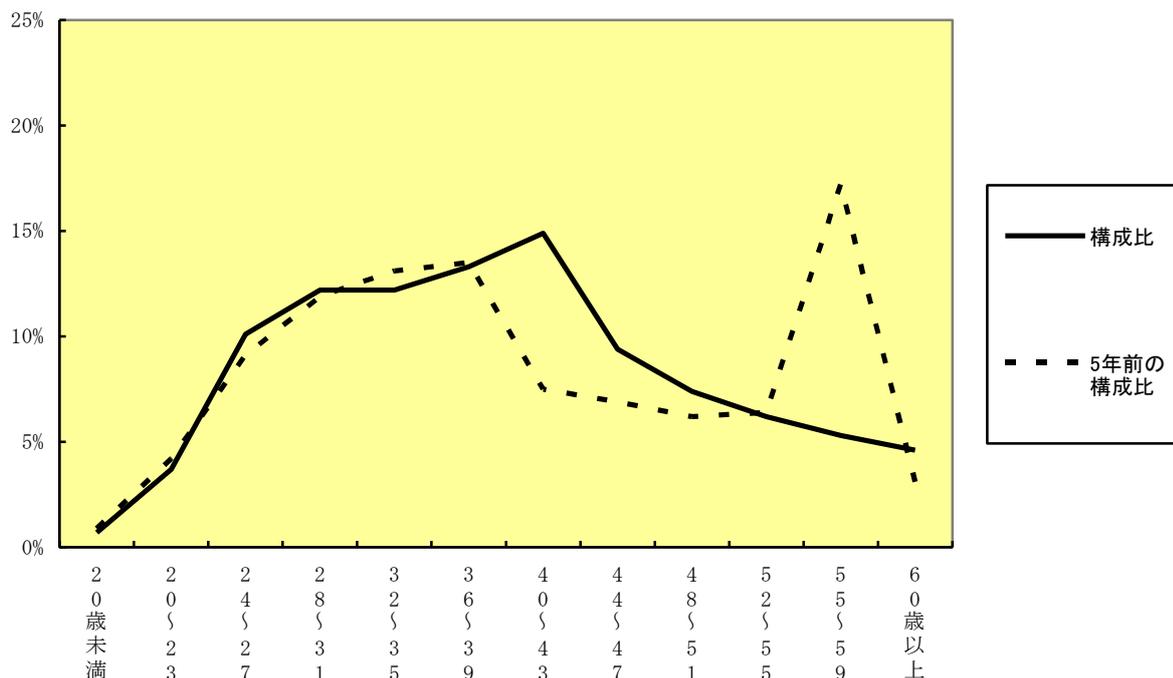
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成 26 年	平成 27 年			
普通会計部門	議会	5	5		欠員補充、業務増、組織新設 異動による不補充	
	総務	67	70	3		
	税務	25	24	△1		
	農林水産	18	18			
	商工	6	6			
	土木	42	40	△2		
	民生	87	80	△7		
	衛生	33	31	△2		
	小 計	283	274	△9		<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>48.59人</u> (類似団体の職員数 <u>54.6人</u>)
	教育部門	40	41	1		機構改革に伴う増
消防部門	60	61	1	業務増		
小 計	383	376	△7	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>66.67人</u> (類似団体の職員数 <u>70.63人</u>)		
公営企業等	水道	24	24		異動による不補充	
	下水道	11	10	△1		
	その他	25	25			
小 計	60	59	△1			
合 計		443 [563]	435 [483]	△8 [△80]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>77.13人</u>	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	3人	16人	44人	53人	53人	58人	65人	41人	32人	27人	23人	20人	435人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	289	281	283	281	283	274	▲15 (▲5.2%)
教育	45	44	45	43	40	41	▲4 (▲8.9%)
消防	58	58	58	59	60	61	3 (5.2%)
普通会計	392	383	386	383	383	376	▲16 (▲4.1%)
公営企業等会計	61	64	62	61	60	59	▲2 (▲3.3%)
総合計	453	447	448	444	443	435	▲18 (▲4.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業及び工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

【水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	1,240,518	164,909	173,436	14.0	21.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当り給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
26年度	25	89,005	16,253	33,780	139,038	5,561	6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

【工業用水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	175,503	14,126	37,932	21.6	28.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26 年度	人 5	千円 19,129	千円 3,897	千円 7,405	千円 30,431	千円 6,086	千円 6,194

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

【下水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26 年度	1,235,684	30,795	42,427	3.4	—

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26 年度	人 12	千円 40,381	千円 3,986	千円 11,700	千円 56,067	千円 4,672	千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下松市上下水道局	39.0 歳	338,214 円	492,205 円
団 体 平 均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下松市水道局	下松市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（26年度） 1,444 千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,335 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

下松市上下水道局			下松市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～20%			定年前早期退職特例措置 2～20%		
（退職時特別昇給 なし）			（退職時特別昇給 なし）		
1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円			1人当たり平均支給額 ー 千円 20,978 千円		

※ 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 下松市上下水道局は、地域手当を支給していない。

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26 年度決算）			2,797 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）			72,355 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26 年度）			54.8 %	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （26 年度決算）	左記職員に対する 支給単価
現場手当	現場監督に従事する者、 検針・集金業務に従事する者 又は周南都市水質検査センターに勤務することを命ぜられた者	現場監督業務 検針・集金業務 周南都市水質検査センターでの勤務	2,653 千円	日額 570 円
緊急出務手当	勤務時間外に緊急出務を命ぜられた者		144 千円	1 回 3,000 円
年末年始勤務手当	12 月 30 日から翌日 1 月 3 日までの間に勤務することを命ぜられた者	12 月 30 日から翌日 1 月 3 日までの間の勤務	ー	1 日につき 8,000 円を限度として管理者が定める額

※企業手当は平成 26 年度より廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績（26 年度決算）	6,026 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）	177 千円
支給実績（25 年度決算）	6,125 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算）	227 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 26 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (26 年度決算)
扶養手当	① 配偶者 13,000 円 ② 配偶者以外の 1 人につき 6,500 円 ③ 配偶者がいない場合はそのうち 1 人について 11,000 円 ④ 満 16 歳の年度初めから満 19 歳年度末までの子は 1 人につき 5,000 円加算 ⑤ 満 20 歳の年度始めから満 22 歳年度末までの子は 1 人につき 9,500 円加算	同 じ	—	6,959 千円	289,979 円
住居手当	① 持家 3,000 円 ② 借家 ア. 家賃 5,001 円以上 19,000 円以下 家賃-5,000 円 イ. 家賃 19,001 円以上 (家賃-19,000 円) $\times 1/2 + 14,000$ 円 支給限度額 31,000 円	同 じ	—	2,834 千円	72,667 円
通勤手当	① 交通機関利用 支給限度額 55,000 円 ② 交通用具(車等)利用 距離制 3,700 円~22,500 円	同 じ	—	2,293 千円	58,803 円
管理職手当	職務の級により定額化 ① 部長級 94,000 円 ② 部次長級 77,400 円 ③ 課長級 62,300 円 ※H19.4.1 から減額を実施 (H25.4.1 から上記の額に次の割合を乗じて得た額に改定) 部長級 75/100 部次長・課長級 80/100	同 じ	—	3,135 千円	627,072 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合に支給 勤務 1 回につき ① 部長級 10,000 円 ② 部次長級 8,500 円 ③ 課長級 7,000 円	同 じ	—	—	—